

お知らせ版



いかるが
斑鳩

斑鳩町役場

TEL 0745 (74) 1001

fax 0745 (74) 1011

ホームページ:

<https://www.town.ikaruga.nara.jp/>

メールアドレス:

info@town.ikaruga.nara.jp

掲載しているイベントなどの情報は、3月2日時点での情報です。状況により変更となる場合があります。



=健康マイレージポイント対象事業です

春休みのつどいの広場の利用について



子育て支援課 (☎0745-75-1152)

つどいの広場は、春休み期間中(3月25日(水)~4月3日(金))、通常0~3歳の利用対象を小学校就学前のお子さんまで拡大します。ぜひご利用ください。

開設時間 午前9時~11時30分、午後1時~3時30分

対象年齢・場所

0~2歳児 生き生きプラザ斑鳩1階 子育てルーム

3~5歳児 生き生きプラザ斑鳩1階 療育ルーム

利用料 無料(事前申込不要)



日時	3/25(水)	26(木)	27(金)	28(土)	30(月)	31(火)
0~2歳児	○	○	○	○	○	○
3~5歳児	○	○	○	○	×	○
日時	4/1(水)	2(木)	3(金)			
0~2歳児	○	○	○			
3~5歳児	○	○	○			



パパママスクール(春コース)



保健センター

(☎0745-70-0001) (事前申込要:電話申込可)

テーマ	実施日	実施時間	対象者	内容
妊娠のおはなし ~パパとママの マタニティライフ~	4月24日(金)	13:30~ 15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦 ・妊婦の家族 	妊娠の経過と過ごし方・ 妊娠中の食事について 妊婦体操・パパの妊婦体験
お産のおはなし ~パパとママの 出産準備~	5月12日(火)	(受付 13:15~)		お産のすすみ方と過ごし方・パパの 役割について 呼吸法と産痛緩和マッサージ(練習)
育児のおはなし ~赤ちゃんとの生活を イメージしよう~	6月6日(土)	9:30~11:45 (受付 9:15~)		赤ちゃん人形で沐浴体験・着替え・ 抱っこ練習 パパとママの役割分担シミュレーション

持物 母子健康手帳、父子健康手帳(パパも参加の場合)、筆記用具、健康マイレージポイントカード

定員 各回12組(事前申込制・先着順)

申込 電話申込(土曜・日曜日、祝日を除く各実施日の前日まで)・WEB予約可能



WEB申込

先輩パパママとの交流あります

役場に来る必要なし！

優待券の交付方法が
変わります！

令和8年度から 高齢者優待券が**自宅**に

郵送で届きます！！

(CI-CA 以外)

福祉課 (☎内線 1 2 0)

令和7年度に交付を受けた時に、郵送に同意した人は…

4月中旬頃に優待券が郵送（特定記録）で自宅に届きます。



優待券は
いつ届きますか？

4月10日(金)に発送予定です。
4月13日(月)から順次配達されま
す。



優待券は
どこに届きますか？

住民票記載の住所に届きます。
(介護など他のお手続きで提出して
いる送付先は反映されません。)



令和7年度にもらった時、
郵送に同意したか分かり
ません。

今回に限り、令和7年度に郵送に
同意しているかどうかの事前案内を
送付します。



令和8年度に新たに70
歳になります。はじめて
の場合の手続きは？

はじめて高齢者優待券の交付を受け
る場合は、優待利用券（顔写真付き
のカード）を作成する必要があります
ので、役場へご来庁ください。
(4ページ参照)



私は令和7年度、CI-CA
をもらっていました。

CI-CA の場合は、前回の CI-CA を
返却する必要がありますので、役場
へご来庁ください。(4ページ参照)



ト
ピ
ッ
ク
ス

催
し

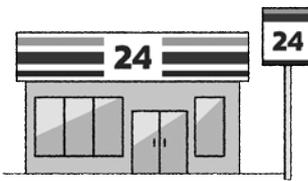
お
知
ら
せ



ICOCA(イコカ)を選んでいる人は…

今回はチャージ券が一斉に届くので、ICOCA へのチャージのため、コンビニエンスストアがたいへん混雑することが予想されます。

コンビニエンスストアへは、 なるべく時期をずらして行きましょう



ICOCAのチャージ場所

●セブン-イレブン

斑鳩町龍田店	龍田1-399
法隆寺インター店	目安北3-3-10
ハートイン JR 法隆寺駅南口店	興留9-1-1

●ローソン

斑鳩龍田西八丁目店	龍田西8-10-18
斑鳩小吉田二丁目店	小吉田2-4-7
いかるが南店	興留10-1392-1

優待券に関する注意事項

- ICOCA チャージ券の期限は**令和9年3月31日まで**です。期限を過ぎるとチャージできなくなりますのでご注意ください。
- 優待券への氏名の記載欄がなくなりますので、優待券を利用する場合は、**高齢者優待利用券（顔写真付きのカード）**の提示が必ず必要となります。
- 高齢者優待券は、交付を受けた本人しか使用できません。（タクシーの同乗は可能）他人への譲渡や、他人から譲り受けたチケットの使用はできませんので、**交付を受けた本人以外は、使用しないようにしてください。**
- 高齢者優待券は、高齢者の外出支援や社会参加を目的に交付しています。ICOCA などを利用する場合、交通系サービス以外の利用はご遠慮ください。

郵送されてきた優待券を違う種類に変更したい場合

- 令和7年度に交付を受けたものと同じ種類の優待券を郵送します。変更を希望される場合は、自宅に届いた優待券を**使用せずに、そのまま役場へ**お持ちください。違う種類の優待券と交換します。（封書ごと役場へお持ちください。）
- 令和7年度には受け取らず、今回新たに交付を受けたいものがある場合は、追加で交付を受けることができます。その場合も、役場への来庁が必要です。
（例）R7には共通利用券（500円分）を受け取らなかったが、R8に新たに受け取りたい。など

はじめて優待券の交付を受ける人、CI-CA を選択している人、
郵送に同意していない人は次のページへ

高齢者 優待券を はじめて 申請する人

斑鳩町高齢者優待利用券(顔写真付きのカード)の交付を受けてください。
申請書に緊急時の連絡先などのご記入をお願いします。

《申請に必要なもの》

- ・顔写真1枚(縦3cm×横2.5cm)
- ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)

※令和8年度中に新たに70歳になる人には、「高齢者優待利用券交付申請書」を送付します。

【高齢者優待券の種類と利用可能金額】

以下の4種類の中から、いずれか1つを交付します。

CI-CA (バスカード)

利用可能額：3,500円+プレミア分
利用範囲：奈良交通(株)およびエヌシーバス(株)が運行する路線バスのうちICカード読取機搭載車両で利用できます。(高速バス・リムジンバス等を除く)

タクシー乗車券

利用可能額：タクシーの普通(中型・小型)車の初乗り運賃乗車券5枚綴
利用範囲：町が指定するタクシー事業者の乗車に対し利用できます。
※1回に利用できる乗車券は1枚です。
有効期間は、交付を受けた年度の翌年度末までとなります。

ICOCA (イコカ)

利用可能額：3,000円
利用範囲：JR西日本が指定する利用可能エリアのほかに、一部私鉄・公共バスにも利用できます。下記のいずれかを選択できます。
①町が指定するコンビニエンスストアでICOCAにチャージできるチャージ券3,000円分
②2,000円(デポジット500円含む)のICカードと町が指定するコンビニエンスストアでICOCAにチャージできるチャージ券1,000円分(実質利用額2,500円分)

【斑鳩町高齢者優待共通利用券】もあわせて交付
利用可能額：500円
利用範囲：ふれあい交流センターいきいきの里の入館、すこやか斑鳩・スポーツセンタートレーニング機器の利用

優待共通券

利用可能額：共通券50枚 (例) いきいきの里の入館に利用する場合、1回200円×50回で10,000円分利用可能。
利用範囲：以下のすべてのサービスに利用できます。

- ・ふれあい交流センターいきいきの里の入館 1枚/1回
- ・すこやか斑鳩・スポーツセンタートレーニング機器の利用 1枚/1回
- ・いかるがの里 聖徳太子マラソン「ファンランの部」への参加 5枚/1回

※有効期間は、交付を受けた年度の翌年度末までとなります。

優待券に加えて、
外出支援タクシー助成券
も交付しています。
(タクシーの普通(中型・小型)車の初乗り運賃乗車券7枚綴)

【交付場所・交付期間】

場所	役場 地下大会議室 (特設会場)
日時	4月1日(水)～10日(金) 午前9時～午後5時(1日(水)は午前10時開始)

場所	役場 1階 福祉課
日時	4月13日(月)～令和9年3月31日(水) 午前9時～午後5時

CI-CA を選択している人・郵送に同意していない人は…

はじめて交付を受ける人と同じ場所・期間で交付します。右記のものを持参のうえ、ご来庁ください。

《申請に必要なもの》

- ・斑鳩町高齢者優待利用券(顔写真付のカード)
 - ・使用済の優待券(CI-CAの場合のみ)
- ※CI-CAを紛失された場合は、保証料(500円)が必要です。



絵画サークル「宙の会」 第12回 作品展

宙の会 代表 岡崎 (☎0745-51-5102)

日時 3月26日(木)～30日(月)
午前9時30分～午後4時30分
(26日は午後1時から、30日は午後4時まで)

場所 中央公民館
ホワイトエ・展示室



催し
「遺言の目」記念
無料法律相談
奈良弁護士会
(☎0742-20035)
日時 4月15日(水)
午前10時～正午、午後1時～3時
場所 奈良弁護士会
(奈良市中筋町22番地の1)
定員 16人(事前申込制・先着順)
申込 4月1日(水)～14日(火)(平日午前9時30分～午後5時)に電話でお申し込みください。
※相談内容は、相続遺言に関することに限ります。

● スポーツ 大会のお知らせ

中央体育館 (☎0745-75-3100)

大会名	日時	場所	申込期間
軟式野球大会	4月5日(日)	健民運動場	3月15日(日)～29日(日)
ボウリング大会	4月12日(日)	オプトボウルタカダ	3月15日(日)～29日(日)
ペタンク大会	4月18日(土)	南中サブグラウンド	3月21日(土)～4月4日(土)

※申込、詳細については、中央体育館へお問い合わせください。

チャレンジ介護予防!



65歳以上になると、気づかないうちに「体力・筋力の低下」が進んでいきます。

いつまでも健康で自立した生活を送るためには、元気なときから介護予防に取り組むことが大切です。体力づくりや食生活の改善など、日々の生活でできることから始めましょう。

対象 町在住の65歳以上の人

問合せ・申込 地域包括支援センター

(☎0745-75-4000、0745-74-5666)

参加するみなさんへ (お願い)

- ・事前申込制としますので、前日までに電話でお申し込みください。(申込のない人は当日参加できません)
- ・体調の変化(発熱、体のだるさ、咳、のどの痛み、頭痛、息苦しさなど)がある場合は、参加を中止しましょう。

	日程	時間	場所	内容	持物	定員	申込
運動教室	Aコース 4月1日(水) 4月15日(水) 4月28日(火)	午後1時30分～3時 (事前に血圧測定を済ませてください)	生き生きプラザ 斑鳩 1階 機能回復訓練 コーナー	ストレッチなどの運動	タオル、飲み物 ※動きやすい服装でお越しください。	なし	前日までに電話でお申し込みください。
	Bコース 4月8日(水) 4月22日(水)						
栄養改善教室	4月20日(月)	午前10時～11時30分	生き生きプラザ 斑鳩 2階 会議室	「バランスの良い食事」のお話	筆記用具	15人(先着順)	※運動教室は、Aコース、Bコースのどちらかを選択してください。年間を通しての申込となります。
生き生きセミナー	4月21日(火)	午後1時30分～3時	東公民館 集会室1・2	フレイル予防の体操	タオル、飲み物 ※動きやすい服装でお越しください。	各20人(先着順)	
	4月22日(水)	午前10時～11時30分	法隆寺五丁地区 地域交流館				
	4月27日(月)	午前10時～11時30分	西公民館 集会室1・2				

スポーツ

催し

お知らせ

副町長に (敬称略)

加藤 恵 三(再任)

議会の同意を得て2月27日付けで、副町長に選任されました。

発達障害にかかると巡回相談

福祉課 (☎内線125)

発達障害について心配や不安のある人やその家族からの相談を受け付けます。(大人の発達障害も対象)「奈良県発達障害者支援センター」で「あー」の専門職の職員も交えて、お話を伺います。

秘密は厳守しますので、気軽にご相談ください。(要事前予約)

巡回相談日 4月21日(火)

午前9時～午後4時

場所 役場第3会議室

申込 福祉課窓口または電話でお申し込みください。簡単な聞き取りと、巡回相談の時間の予約を受け付けます。

なお、相談枠が定員となった時点で受付を終了しますので、ご了承ください。

固定資産税の縦覧

税務課 (☎内線153)

納税者が他の土地や家屋と比較して評価額が適正であるかどうかを確認できるように、土地にかかる固定資産税の納税者は、土地価格等縦覧帳簿(所在、地番、地目、地積、価格)が縦覧でき、家屋にかかる固定資産税の納税者は、家屋価格等縦覧帳簿(所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格)が縦覧できます。*マイナンバーカード、運転免許証など、本人であることを確認できる書類が必要です。

期間 4月1日(水)～30日(木)

(土曜・日曜日、祝日を除く)

午前8時30分～午後5時15分

固定資産税課税台帳の閲覧

税務課 (☎内線153)

納税者本人のほか、借地借家人なども借りている土地・家屋の課税台帳を、右記の縦覧期間中に限り、無料で閲覧することができます。

この場合には、本人確認書類に比べ、賃貸借契約書など関係者であることが確認できる書類が必要です。

い かる が か ふ え 【わ】 **IKARUGA カフェ【和】**

地域包括支援センター (☎0745-75-4000、0745-74-5666)



IKARUGA カフェ【和】とは、認知症について理解を深める場です。認知症の人やご家族はもちろん、認知症に関心のある人ならどなたでも参加できます。

「もしかすると家族が認知症かも」や「最近、ご近所さんのようすが変だな」といったご相談や、認知症の家族への介護の悩みなども、お聞かせください。

おしゃべりすることで交流や情報交換もできます。ぜひお気軽にお越しください。

対象 認知症に関心のある人 **費用** 飲食代は実費負担 ※都合により中止となる場合があります。

場 所	開催日時	日 程	問合せ・申込先
生き生きプラザ斑鳩内 喫茶レインボーウォーク (小吉田1-12-35)	毎月第1水曜日 午前10時30分～正午	4月1日(水)	地域包括支援センター (☎0745-75-4000、74-5666)
グループホーム カノンの扉 (阿波3-11-6)	毎月第2水曜日 午後1時30分～3時	4月8日(水)	カノンの扉 (☎0745-74-6333)
法隆寺 c a f e (興留7-7-8)	毎月第3木曜日 午前9時45分～11時15分	4月16日(木)	地域包括支援センター (☎0745-75-4000、74-5666)
創業支援センター ふらっぴん♪ (神南5-14-16)	毎月第4火曜日 午前10時～11時30分	4月28日(火)	地域包括支援センター (☎0745-75-4000、74-5666)



児童手当の4月支給日は4月27日(月)

子育て支援課 (☎0745-75-1152)

児童手当の4月支給日(2月分・3月分)は、下記のとおりです。4月の支給日は他の月の支給日(10日)と異なりますので、お間違えのないようお願いいたします。

4月支給日 令和8年4月27日(月)

※児童手当は、原則、偶数月の10日に前月分までの2か月分が支給されます。(10日が休日の場合は翌営業日)4月は25日が支給日ですが、今回は、休日のため、翌営業日の27日になります。

※公務員の場合は職場から支給されますので、支給日は上記とは異なります。

物価高対応子育て応援手当の受給に必要な手続きはお済みですか？

申請が必要な人がいます

政府の物価高対策として、物価高の影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、こども達の健やかな成長を応援する観点から、0歳から高校3年生までのこども達に1人あたり2万円の「物価高対応子育て応援手当」が支給されます。

申請が必要な人は、4月30日(木)までに必ず申請してください。

■支給額

対象児童ひとりにつき2万円(1回限り)

■支給の手続き

支給に必要な詳細は、広報2月号おしらせ版または町ホームページをご確認ください。



町ホームページ

□申請が不要な人

斑鳩町から児童手当を受給している人(令和7年9月分の支給対象児童と令和7年9月に出生され10月分の児童手当の支給対象児童の父母など) ※3月下旬に児童手当受給口座に振り込み予定です。

□申請が必要な人 <<4月30日(木)までに申請が必要です>>

- (1) ①令和7年9月30日の時点で、勤務先から児童手当を受給していて、斑鳩町に住民票のある公務員
②令和7年10月1日以降に出生した児童の児童手当を職場から受給している人
- (2) 令和7年10月1日以降に出生した児童の児童手当を受給している人
※公務員の人は(1)による手続きとなります。
- (3) 令和7年10月以降、DV避難や離婚等により、あらたに児童手当の受給者となった人

【申請に必要な提出書類】

- 物価高対応子育て応援手当申請書(請求書)
- 申請者名義の通帳またはキャッシュカードの写し(振込先金融機関の口座情報のわかるもの)など

問合せ	詐欺などにご注意ください!
斑鳩町子育て支援課(生き生きプラザ斑鳩内) ☎0745-75-1152 斑鳩町小吉田1丁目12番35号 (受付時間) 平日 午前8時30分~午後5時15分	町から、申請内容の確認のため、申請書等にご記載いただいた電話番号等に問い合わせをさせていただくことはありますが、ATMの操作をお願いすることや、支給に関する手数料を求めることは、絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに、町の窓口または、最寄りの警察署等にご連絡ください。

後期高齢者医療保険料・国民健康保険税の特別徴収（年金からの天引き）

国保医療課

（☎内線112、114）

後期高齢者医療保険料または国民健康保険税（被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯に限る）の納付は、年額18万円以上の年金を受給している人は、原則として特別徴収（年金からの天引き）になります。ただし、介護保険料との合計額が年金受給額の半分を超える場合は、普通徴収（納付書または口座振替）になります。今回、年度の途中に被保険者資格を取得した人などで、新たに4月から特別徴収が始まる人には、その開始時期等を別途通知します。

●**特別徴収の対象者と対象世帯**
 ●**後期高齢者医療制度** 75歳に到達した人や転入した人などで、被保険者資格を新たに取得した人

●**国民健康保険** 65歳に到達した人や転入した人などで、新たに被保険者全員が65歳以上になった世帯
 ※特別徴収の中止について

国民健康保険の被保険者（世帯主）

トピックス

催し

お知らせ

が、令和8年度中（令和8年4月～令和9年3月）に後期高齢者医療制度に移行する場合は、令和8年4月からの特別徴収は中止となり、令和8年度国民健康保険税は普通徴収となります。対象者には別途特別徴収の中止のご案内を送付しています。

水道メーターの取り替え

奈良県広域水道企業団斑鳩事務所
 （☎0745(24)1401）

水道メーターは、計量法により有効期間が8年と定められています。

奈良県広域水道企業団斑鳩事務所では、有効期間が満了を迎える水道メーターを無償で交換しています。来月は次のとおり作業を行いますので、みなさんのご協力をお願いします。



取替期間 4月12日(日)～25日(土)
取替地区 法隆寺北1・2丁目、法隆寺東1丁目、法隆寺西1～3丁目

※対象となるご家庭には事前に「メーター取り替えのお知らせ」を送付します。

委託業者 (株)エンジニア・サカウエ

令和8年度用 紙おむつ類専用ごみ袋を無料交付します

環境対策課（☎内線133）

乳幼児や介護が必要な人など、常時紙おむつ類を使用する家庭では、ごみの減量が難しく、可燃ごみ指定袋の購入費用が増えがちです。そのため、町では、常時紙おむつ類を必要とする人に対し、「紙おむつ類専用ごみ袋」を無料で交付しています。

令和8年度用の紙おむつ類専用ごみ袋を次のとおり交付しますので、環境対策課窓口へお越しください。

申請方法 交付対象者またはその家族の人が、指定の申請書に必要事項（使用者の氏名・生年月日・申請者との続柄など）を記入し、ご提出ください。（印かん不要）

※家族以外の方が代理で申請する場合は、委任状（任意）が必要です。

交付方法 窓口で申請書を確認し、指定袋を交付します。

申請・交付場所 環境対策課（平日午前8時30分～午後5時15分）

交付対象者・申請時期 町在住で、在宅で常時紙おむつ類を必要とする次の人が対象です。



交付対象	申請時期
<ul style="list-style-type: none"> ○要介護者 ○斑鳩介護用品支給事業実施要綱に基づく介護用品（紙おむつに限る）の支給を受けている人 ○斑鳩町地域生活支援事業実施要綱に基づく日常生活用具（紙おむつに限る）の給付などを受けている人 	<p>令和8年4月 *年度途中で対象となった場合は、対象となった月</p>
○3歳以下の乳幼児	誕生日の月
○町内に住所を有する親族の住居に1か月以上滞在する0歳の乳児（里帰り出産）	里帰り時

※交付時に1年分をお渡しします。次年度分の配布までに使い切った場合は、「可燃ごみ指定袋」で出してください。

※交付申請が、申請時期から遅れるほど、交付枚数が減ってまいりますのでご注意ください。



転出届はマイナポータルからオンラインで提出できます

住民課 (☎内線162)

引越す際には「転出届」の手続きが必要ですが、マイナポータルを通じてオンラインで提出することができます。このサービスを利用すれば、転出のとき、斑鳩町役場への来庁が原則不要になります。

※マイナポータルを通じて転出届出を行った場合でも、転入先市区町村の窓口で**転入届等の手続きが必要**です。

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの人で、日本国内で引越しをする人が利用できます。自身単身での引越しのほか、同一世帯員の引越しでも利用可能です。

※転入予定市区町村での転入手続では、引越す人のうちどなたか1人が、自身のマイナンバーカードを窓口で提示する必要があります。



マイナポータル
〔引越し手続について〕



デジタル庁政策ページ
〔引越し手続オンラインサービス〕

トピックス

催し

お知らせ

消費生活相談室からのお知らせ

不要なオプション、不要な契約が付けられていた!? 携帯電話の契約は慎重に

事例 機種変更のために携帯電話ショップに出かけ、同系列のキャリアが提供する端末を熱心に勧められ契約した。その後、契約書を確認したところ、断つたはずのオプションなどが付けられているうえ、据置型Wi-Fiルーターも契約してしまっただ。納得できない。

《消費者のみなさんへのアドバイス》

(60歳代)

・携帯電話の買い替えなどの際、不要なオプションを付けられていたといった相談が、多数寄せられています。

・契約の際には、契約内容をよく確認し、よく分からない場合は契約しないようにしましょう。オプションなどを勧められた際も、必要ない場合はきっぱり断りましょう。

・契約書もその場でよく確認し、不要な契約がないか、月々の支払額はいくらになるかなどを確認しましょう。

・また、コンセントに挿すだけでイ

ンターネットが利用できる、据置型Wi-Fiルーターの契約を勧められることがあります。自宅に光回線などのネット環境がないかなどの確認が必要です。〃実質無料〃

と言われても一定期間内に解約すると高額な請求を受けることがあります。この契約においては通信サービスとルーター本体の2つの契約が必要となりますので、十分確認してください。

電波状況が悪くてつながらないこともありますので、解約したいと思ったら、すぐに契約先に申し出てください。

困った時は、早めに消費相談窓口にご相談ください。

困ったときは相談を

消費生活相談日

毎週木曜日 午後1時～4時

※第4木曜日は午前9時～正午・午後1時～4時

※月により変更の場合があります。詳しい日程は、3月号広報の相談日のページをご覧ください。

問合せ 安全安心課

(☎内線273)





行政出前講座のご案内

総務課 (☎内線274)

行政出前講座は、住民のみならず、主催する集会などに町職員が出向き、町政の説明などを行うことにより、町政に対する理解を深め、住民参加のまちづくりを推進することを目的としたものです。

町が行っている仕事のなかで、聞きたいこと、知りたいことがあれば、町担当職員がみなさんのところへ伺い、お話をさせていただきます。

斑鳩町のことをもっと知っていただくため、ぜひご利用ください。

対象 町内の自治会および町在住者
体 おおむね10人以上で構成された団

講座名	担当課
情報公開制度の仕組みについて	総務課
防災防犯対策および自主防災組織について	安全安心課
消費生活相談について	
斑鳩町総合計画について	
協働のまちづくりについて	政策財政課
斑鳩町の財政について	
税の仕組みについて	税務課
社会福祉について	
高齢福祉について	福祉課
介護保険について	
児童福祉について	子育て支援課
健康づくりについて	健康対策課
国民健康保険制度について	
後期高齢者医療制度について	国保医療課
国民年金について	
環境保全対策について	環境対策課
ごみ減量化・資源化の推進について	
道路整備について	
交通安全対策について	建設農林課
公共下水道について	
都市計画について	都市創生課
住宅の耐震化について	
斑鳩町の文化財について	地域振興課
観光について	
学校教育について	教育委員会 事務局 総務課
人権問題について	教育委員会 事務局
青少年の健全育成について	生涯学習課



開催時間・場所 平日・休日を問わず、午前9時から午後9時までの間で2時間程度とします。開催場所は町内に限ります。
会場の手配など 住民主催となりまので、会場の手配や催しの周知などは主催者側でお願いします。
講師料 無料
申込 利用しようとする日の14日前までに、総務課へ利用申込書を提出してください。申込書は総務課窓口または町ホームページからダウンロードしてください。その他詳しくは、総務課へお問い合わせください。

トピックス

催し

お知らせ

行事予定

4月 7日(火)	<p>行政相談</p> <p>☎役場1階 第3会議室</p> <p>🕒13:00~16:00</p> <p>📍住民課 (☎内線163)</p>	
-------------	--	--

☎開催場所 🕒開催時間 📍問合せ
※掲載している行事は、申し込み不要のものです。行事は変更される場合がありますのでご了承ください。

てんいち先生

※「てんいち」とは、てん(英語の10)と、いち(1)を合わせて11(毎月11日は人権を確かめあう日)という意味です。

